

佐賀市立中学校に係る部活動の方針(ガイドライン)見直し(案)

見直し項目	現行ガイドライン	見直し(案)
活動量の見直し	<p>○<u>週当たりの総活動時間は11時間程度</u></p> <p>3 適切な休養日等の設定</p> <p>(1) 休養日 平 日:少なくとも1日を休養日とする。 週休日:土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。</p> <p>(2) 活動時間 平 日:長くとも2時間程度 休業日:長くとも3時間程度 (学期中の土日、長期休業中含む)</p>	<p>○<u>週当たりの総活動時間を8時間程度とする。</u></p> <p>○平日・休業日における1日の活動時間は、部活動の判断とする。</p> <p>【考え方】</p> <p>○国の地域移行方針により部活動が平日中心になることを踏まえ、標準的な活動時間を8時間程度(2時間程度×4日)に設定する。</p> <p>○拠点校部活動など、休業日を中心に活動する必要がある場合を念頭に、週当たりの総活動時間のみを設定する。</p>
生徒の主体的な活動の促進	<p>○<u>「ボトムアップ理論」に基づく指導実践への喚起</u></p> <p>2 合理的で効果的な活動の推進</p> <p>(1) 部活動顧問は、教育課程の関連を図る上においても、生徒が自ら考え、計画していく「ボトムアップ理論」に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう部活動に主体的に取り組む力を育成する。</p>	<p>○<u>生徒の自己決定と主体的な活動実践を促す指導への喚起</u></p> <p>2 合理的で効果的な活動の推進</p> <p>(1) 部活動顧問は、生徒が自ら考え、計画していく「ボトムアップ理論」に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考え、調べるなど、生徒自身の自己決定の機会を意図的に仕組み、実践を促すことにより、生徒が部活動に主体的に取り組む力を育成する。</p>

見直し項目	現行ガイドライン	見直し(案)
複数顧問制の推進	<p><u>○部活動ごとの複数顧問制</u></p> <p>1 適切な運営のための体制整備 (2)ウ 校長は、設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、部活動指導員を活用するなど、複数の顧問を配置するよう努める。</p>	<p><u>○生徒の安全が確保されている環境下においては、複数の部活動を顧問教諭が輪番で指導することができる。</u></p> <p>【考え方】 ○部員主体で活動できる成熟度にある、部員数が過大でなく監視の目が行き届く水準である等の条件下において、例えば運動場で活動する複数の部活動を、各部活動の顧問が輪番で指導することを可能とする。 ○生徒の主体性を育むとともに、放課後における教員の負担軽減を図るための見直しである。</p>
合同部活動の推進	<p><u>○競技が成立する人数に満たない場合の合同チーム設置</u></p> <p>4 生徒のニーズ等を踏まえた環境の整備 (1)市教育委員会及び校長は、単一の学校では競技等として成立する人数に満たない場合には、複数校で編成する合同チームの設置等を検討するなど、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置等に努める。</p>	<p><u>○活動の持続可能性確保の観点から合同部活動の設置を促進する。</u></p> <p>【考え方】 ○少子化下においても部活動を安定的に存続させ、生徒の多様なニーズに応える選択肢を確保するためには、各年度の部員数の増減に応じて合同チームを組織・解消する従来の手法に代えて、継続的に複数校で合同チームを編成して集団活動を行うことが有効である。 ○合同チームでの活動では、専門性のある顧問や外部指導者を中心とした指導、技能レベルに応じた個別指導、複数校顧問による輪番指導など、効果的・効率的な活動が可能となる。</p>